

御殿場市民会館舞台操作等業務仕様書

1 業務場所

御殿場市民会館敷地内

2 目的

市民会館のホールの照明設備、音響設備、及び舞台設備等の操作が、安全かつ能率的に行われ、市民会館の設置目的が達成されることを目的とする。また、利用者に対して効果的な舞台演出等を積極的に提案し、市民会館のホールにおいて実施される芸術文化事業のレベル向上を図り、利用者及び来館者の満足度向上を図る。

3 実施人員

人員は、下記の技術者を3名以上配置するものとする。人員は全てが実務経験2年以上の舞台操作業務経験者とし、主任技術者（実務経験10年以上かつ舞台機構調整技能士2級以上）1名以上、副主任技術者（実務経験5年以上）1名以上を置くものとする。ただし、実務経験とは本業務受注前の連続した期間とする。業務に従事させようとした人員に不足を生じた場合、直ちにこれを補充しなければならない。

- (1) 照明技術者 1名以上
- (2) 音響技術者 1名以上
- (3) 舞台技術者 1名以上

また、ホールの利用がある際は、各ホールに以下の技術員を配置すること。

- ・大ホール利用時 3名以上
- ・小ホール利用時 2名以上

4 勤務時間

午前8時30分から午後9時30分までの間に、1人／1週間40時間とし、勤務の割り振りについては、ホールの利用状況により、舞台運営に支障がないように割り振ること。

4 業務内容

(1) 照明関係

- ①舞台照明設備及び調光室内機械類の使用時における操作、配置、格納等
- ②舞台照明設備及び調光室内機械類の不使用时における整備、管理等
- ③舞台照明備品、照明消耗品類の使用時における配置、格納等
- ④舞台照明備品、照明消耗品類の不使用时における整備、管理等

- ⑤若干の照明器具の修理
- ⑥上記に付帯する一切の業務

(2) 音響関係

- ①舞台音響設備及び、音響室内機械類の使用時における操作、配置、格納等
- ②舞台音響設備及び、音響室内機械類の不使用时における整備、管理等
- ③舞台音響備品、音響消耗品類の使用時における配置、格納等
- ④舞台音響備品、音響消耗品類の不使用时における整備、管理等
- ⑤若干の音響器具の修理
- ⑥上記に付帯する一切の業務

(3) 舞台関係

- ①舞台設備、装置等の使用時における配置、操作、格納等
ただし、電動舞台、吊物機構は利用者に操作させないこと。
- ②舞台設備、装置等の不使用时における整備、管理等
- ③若干の舞台設備・備品の修理
- ④上記に付帯する一切の業務

(4) その他

- ①利用者と舞台打合せを行うこと。打合せに当たっては、必要に応じ適切な助言を行い、打合せ結果に基づき舞台打合せ表を作成し、業務に反映させること。
なお、利用者側において作成される場合においても、十分に相互の意思疎通を図ること。
- ②接遇等の研修を受けさせ、接遇マナーの向上を図ること。
- ③利用者に対して効果的な舞台演出の手法等を積極的に提案し、芸術文化のレベル向上を図り、利用者及び来館者の満足度向上等を図ること。
- ④これまで繰り返し市民会館のホールを利用してきた利用者に対しては、過去の利用方法や舞台演出を踏まえた提案を行い、舞台のレベル向上や利用者の満足度向上を図ること。
- ⑤舞台に関わる設備、装置、器具に関し、近隣市町の公共文化施設における整備状況等を踏まえた長寿命化や改修について提案すること。
- ⑥業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- ⑦この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。